

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	営業所オンラインシステム	
行政機関等の名称	大阪市水道局長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道局 総務部お客さまサービス課、工務部給水課、工務部配水課、工務部工務課、東部水道センター、西部水道センター、南部水道センター、北部水道センター 建設局 総務部経理課	
個人情報ファイルの利用目的	市内給水契約者に対する給水サービスにかかる業務（受付、水道メータの検針、水道料金等の調定及び収納、工事等）に利用する。	
記録項目	1 調定番号、2 水栓番号、検順番号、3 メータ口径、4 用途、5 下水道利用区分、6 戸数、7 使用水量、8 使用者名、9 業態、10 お客さま番号、11 電話番号、12 給水装置所在地、13 徴収年月、14 調定日、15 支払方法、16 上水道料金、17 下水道使用料、18 調定金額合計、19 前受充当金、20 請求金額合計、21 前受金額現在高、22 未収料金、23 調定年度、24 調定月、25 納入期限、26 催告期限、27 口座受付日、28 金融機関名、29 支店名、30 預金種別、31 口座番号、32 口座名義人、33 納付書送付先宛名、34 納付者電話番号、35 納付書送付先住所、36 減免金額、37 減免者氏名、38 減免者生年月日、39 減免開始・終了年月、40 還付先宛名、41 還付先住所、42 減免料金区分、43 減免方法、44 減免資格、45 メータ位置、46 メータ指示数、47 検針特記、48 検針日、49 共同住宅管理者名、50 使用水量認定理由、51 計量・異動理由、52 栓種、53 カード種別、54 使用状態及び変更理由、55 計算種別、56 使用水量更正理由、57 異常水量理由、58 調定保留理由、59 催告情報、60 滞納情報、61 給水停止情報、62 還付金額、63 修繕受付内容、64 修繕施行内容、65 新設受付情報、66 撤去受付情報、67 受水槽容量、68 建物階層、69 延床面積、70 所有者住所、71 所有者名、72 所有者電話番号	
記録範囲	給水装置所在地における給水申込書を提出した者（過去に給水申込書を提出した者も含む）	
記録情報の収集方法	給水申込者から申請時に入手	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	帳票データ処理等業務委託受注者、各金融機関、クレジット決済データ処理業務委託受注者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—